

岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月12日提出

岡山県後期高齢者医療広域連合長 西岡 憲 康

岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第13条（見出しを含む。）から附則第15条（見出しを含む。）までの規定中「平成24年度」を「平成25年度」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。